

坤儀革正録

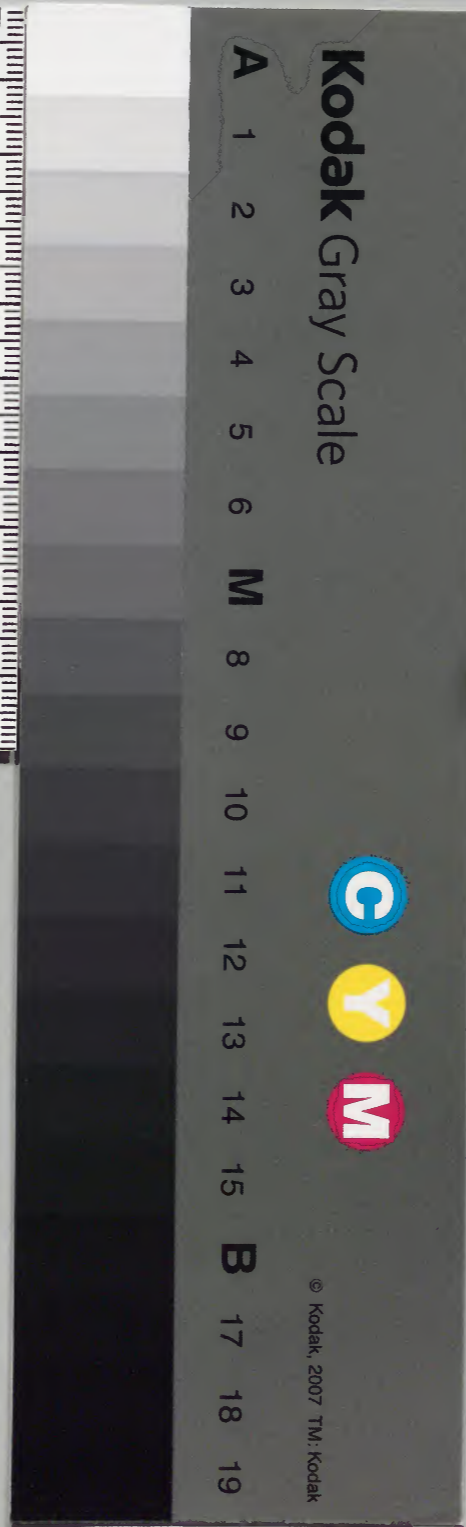
十一

和書類			
三	一	六	八
二	二	六	二
函	架	冊	冊
五	六	冊	冊

内閣文庫			
三	一	六	八
二	二	六	二
冊	架	冊	冊
五	六	冊	冊

(十一)

内閣文庫	
番 號	和 31682
冊 數	56 (12)
函 號	150 153



糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり

文久二年戊午 第十一

勅書持卷大原左衛門督東下

毛利彦久世閣老時世談論

島津義宙書并同氏和泉口浮浪鎮撫被命

尾長前大納言并春嶽彦慎被免

松平丹波守家乘於東禪寺異人刃傷

勅使口御對顔

島津和泉浪徒鎮靜口付御刀持領

亞米理加佛蘭亞西口使登城

瘧瘵痢病流行死人表

無人島畧記

洋行使節セヨロ島ヨリ報知

水戸浪士長別郎ニ割腹

安藤閣老登城掛又傷并斬衣趣意書

夷狄掃攘御達書

支那新報并戦争之畧説

米因公使之話

勅使江水戸藩士ヨリ上書

西魯英佛江盟約書

長藩永井雅樂上言

銃隊調練ニ御達

御麦草ニ付上意

所司代酒井彦上言

長別彦時世之像上言

中川修理左家来脱走之届

公武御合伴之像上意并御達書

東禅寺一件届

島田左兵衛梟首

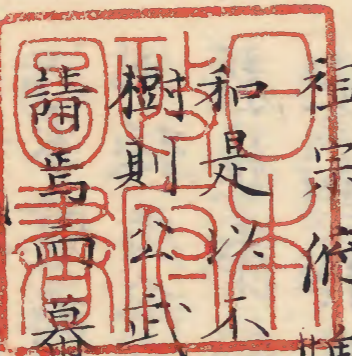
長別彦江攘夷之御沙汰

京師動搖浪徒之人名

- 一 大橋順成赦罪之儀大原卿ヲ歎願
- 一 島津三郎從四位上中將卿推任
- 一 戊午以來禁銅等之面々赦免之儀關東江戶沙汰
- 一 水戸前中納言被贈大納言
- 一 勅書為印請閣老ヲ天養方江書簡
- 一 堂上藝居等之事

大橋順成
 島津三郎
 戊午以來
 水戸前中
 勅書為印
 堂上藝居

朕惟方今勢夷戎恣猖獗幕吏失措置天
 下騷然万民欲墜塗炭 朕深憂之仰耻
 祖宗俯愧蒼生而幕吏奏曰近來國民不悞
 和是不能拳膺懲之師歟降嫁 皇妹於大
 樹則不能一和而天下勦力以掃攘夷戎故許其取
 請焉不能幕吏署曰十年內必攘夷戎朕甚喜之
 抽誠祈神以待其成夷戎和宮關東也使千種
 少將岩倉少將諭天下大赦之事且告曰國政
 仍舊大概委於關東至如外夷之事則我國小
 大事也係莫因体者咸問朕而後定議或使對



曰宸意事甚重大難遂奉行請暫猶預既
而沃日列藩有獻謀議者如薩長殊親來奏事
且山陽南海西海之忠士既蜂起密奏云幕
吏奸縱日多正議亦委地而蔑
王家睦夷戎物貨濫出国用之耗万民困弊
之極殆至受夷戎之管轄不日而可知也矣冀奉
旌旗奉

鑾輿於函嶺誅幕府之亥吏或曰為除不平
浸潤游惰之弊誅京師之亥徒又曰不顧幕
府下攘夷之令於五畿七道之諸藩如其衆議

畢雖出于忠誠憂國之至情事甚激烈使喻
薩長之輩鎮壓其他召幕老吏久世大和守
往復歷日未告唯諾而先行昨臘所喻之大
赦夫大樹猶弱何失之有但幕吏因循偷安
撫馭失術如是則國家傾覆可立而待也
朕日憂懼焉所謂一日之安忘百年之患
賢之遺訓可鑑矣當內修文德外備武
衛斷然建攘夷之功於是斟酌衆議執
守中道欲使德川興祖先之功業張天下
之綱紀因策三事

北地を渡りて小孫子と名を賜ふ。知るるは上
洛と号し、少なりとも京師と名づけ、海内を遊、沢
と名を奉る。

天子今、遂に麟を望
上方一回快激ふ一方共々、徳小の家も
少月根れおひて、上て京師と稱れ、下て
人々、背叛し、中、漢と名を賜ふ。論合
西、東、依るて、大英、断、少なりとも、
万歳と稱、漢、備、あり、之久、世、侯、愕、然、と、振、子

と英、断、て、少、月、後、成、と、事、知、る、事、利、侯
然、と、久、世、侯、と、名、を、賜、ふ、事、も、
事、之、知、再、三、事、度、方、自、在、程、出、て、可、と、事、度
病、も、存、在、と、事、の、以、英、断、

お、大、に、事、の、お、身、之、に、方、下、中、と、事、之、知
多、事、の、訪、親、と、事、人、材、と、事、之、死、我、者、守、大
光、と、事、引、上、と、事、一、物、度、と、事、補、佐、と、事、申、
之、事、取、と、事、聖、と、事、博、と、事、政、交、と、事、在、候、と、事、
事、お、川、洛、候、と、事、本、と、事、如、と、事、西、侯、と、事、名、廢、然、と、事、
若、お、事、之、と、事、少、事、之、設、方、と、事、申、と、事、旋、行、と、事

公儀正作

凡係中納言殿より先達方御情
此 作中納言國守御成り義も亦宜し又大納
言殿より後世對面より加へて御科成り
以親族方在外地御會大納言又去御後未
之後中納言御成り先達方御情
之板御置置知 思中納言より先達方
先達方御成り先達方御情 御成り先達方
以後中納言御成り先達方御情 御成り先達方
御成り先達方御成り先達方御情 御成り先達方

御成り先達方御情 御成り先達方御情
大納言殿前中納言殿
右家老竹腰より御成り先達方御情 御成り先達方御情
封出より御成り先達方御情 御成り先達方御情

同文

刑部御成り先達方御情 御成り先達方御情
御成り先達方御成り先達方御情 御成り先達方御情
中上
右一橋御成り先達方御情 御成り先達方御情

松平誠前

四月十日

物至三月廿七日因許發足當日吉捕
州人莊谷秋也如抵如持病子孫年終
同歌上流為致療申之々々快氣量以度
長途一旅月後移去依一十先引返
歸水一上流療用快氣一上未有可
後夕乃一々々

四月廿

松平英治

五月廿

松平中左衛門

六月廿

大之保哉中守

右於所亦以物如之明之りし内

但外由より至之月

松平把後守

以承重立也而用向之下漢台處一也

海を越て致台に於て

右於所黒書院漏老平外往和泉与
中渡

中渡

同

人

右 所目見

上之り

五月廿

尾張守中納言

右系免未向令侍より七侍也引ぬ掛せ
榎聖有頼又田人田少多未由座し
法内已ありしれ月午授少侍市古
月世方加判し列々 仍月し
但是元再は 仍月れ戦し風少ありし
以月人急る河原長、あ中勢を懼る
少揖乃し河原長、あ如く有矢張ら
如月れ
五月廿六日也立
酒井雅樂頭
今般在河上し河原は 仍月れ月果し

此立系都一喜寄智立系与同所河原長
向し後當ら可しは乃し
一 六月廿三日別使るし於紙當ら、言水
分中河上系後有河原長、あ中勢を懼る
以系中一山渡生し由夜也りし
是胡亂來る喜捨由月相立系、あ
月、あ一息あり、河原長、あ中勢を懼る
吾依し捨る矣人、あ中勢を懼る、あ中勢を懼る
矣人、あ中勢を懼る、あ中勢を懼る、あ中勢を懼る
同通し去 河原長、あ中勢を懼る、あ中勢を懼る、あ中勢を懼る

留可_レし存_レ交_レ出_レ云_レ府_レ源_レ陰_レし揚_レ
 切_レ由_レ軍_レ云_レ函_レ至_レ以_レ持_レ揚_レ外_レ方_レ切_レ板_レ以_レ中_レ
 其_レ報_レあ_レ果_レト_レ以_レ決_レ地_レ之_レ祭_レ亦_レ於_レ交_レ一_レ祭_レ
 之_レ由_レし交_レハ_レカ_レス_レリ_レあ_レ之_レ儀_レ依_レ之_レ以_レ方_レ換_レ
 も_レあ_レ知_レ歩_レ大_レ子_レに_レ踏_レ手_レ多_レし_レ由_レも_レ
 在_レ程_レあ_レあ_レり_レ由_レ早_レ陳_レ丹_レ波_レ与_レ換_レ以_レ先_レ
 以_レ代_レり_レ今_レ多_レ伯_レ考_レ了_レ換_レ以_レ先_レり_レあ_レ成_レし_レ
 日_レ中_レあ_レり_レ 源_レ之_レ如_レ
 行_レ東_レ軍_レ云_レ信_レ
 日_レ中_レあ_レり_レ

日_レ年_レ六_レ月_レ海_レ日_レ

總裁_レ以_レ作_レ付_レ 松_レ平_レ 春_レ嶽_レ
 思_レ之_レあ_レ之_レ府_レ所_レ司_レ代_レ役_レ所_レ先_レ帝_レ監_レ之_レ同_レ席_レ
 以_レ付_レ付_レし 酒_レ井_レ修_レ理_レ之_レ丈_レ
 亦_レ初_レ所_レ司_レ代_レ之_レ付_レ付_レし 之_レ處_レ人_レ同_レ席_レ代_レ
 人_レ及_レ所_レ換_レ以_レ付_レ付_レし 之_レ社_レ司_レり_レ 松_レ平_レ 伴_レ之_レ子_レ了_レ
 守_レ社_レ司_レり_レ魚_レ席_レ之_レ付_レ付_レし 之_レ奉_レ者_レ而_レ 為_レ馬_レ之_レ三_レ浦_レ代_レ
 所_レ用_レ以_レ教_レ之_レ付_レ付_レし 前_レ元_レ 村_レ松_レ 福_レ中_レ 与_レ
 以_レ例_レ元_レ之_レ付_レ付_レし 外_レ國_レ司_レり_レ 親_レ更_レ作_レ安_レ了_レ
 人_レ目_レ付_レ之_レ付_レ付_レし 日_レ 岡_レ部_レ波_レ河_レ了_レ
 一_レ 勅_レ使_レ之_レ返_レ了_レ者_レ所_レ白_レ書_レ院_レ之_レ出_レ席_レ

右目見

勅使

大原佐武尉

河内名目

其裏より河内傳物
作合しお流り河内居際

立河内氏大名

入河

七月十日

河内片山寺
代金千枚

松平修理右衛門
崎津淡路守

崎津三郎後用向あり上系河内如浪人
共お集り徳根子月下波徳静家
河内流第向あり月下骨形あり月下市之
右於河内土院極老申外庄豊前守上流

一書

度 敵

作逢了月松平基藏

河内子徳我後

作月名目

作刻

河内向ありあり

和泉河内 大目月

万石以上河内河内軍艦名名初物名
物色納りありあり河内通りありあり
供方ありあり及河内橋子ありあり減格ありあり
右ありありありありありありありありありあり

河内河内 大目月

修河内名目河内一船艦流度ありあり

山及向神公川より長崎より新敷
より山へ下道田所よりより池上
右へ通向へてはの橋

大目付

徳川刑部殿

思ふと一橋宗再お懐は 作れ一橋氏十
万ふらむ 且又 敵と云ふは 作れ了月
は後見は 作れ 是は向へ
一 浅草形跡は 藤原^{藤原}の材木^俵を^カ取^カち^カ 白^カ及
事止む事 以^カ成^カお^カ 乃^カ万^カふ^カ 望^カし^カ 願^カ

山崎より江守 買下り
御台目録
御後書

皇^カの^カ給^カ
大^カ泉^カ地^カ油^カの^カ
多^カ丸^カ 田^カ典^カ 振^カ
新^カ中^カの^カ人^カ 振^カ

右御目録

七月朔

御使 御目見
持^カ書^カり^カ 申^カ云^カ 傳^カ知^カ 以^カ返^カ 名^カは^カ 作^カ合^カ 為^カ 漏^カ
右^カの^カ原^カ之^カ子^カ 以^カ能^カ 身^カ之^カ 傳^カ留^カ 月^カ 傳^カ 奏^カ
凡^カ教^カり^カ 傳^カの^カ換^カ 凡^カ教^カ 以^カ引^カ 揚^カ 凡^カ換^カ 子^カ

少張之海人 以欠少代友方与今扱お能
片年

六月十日

少書信有り 少書信有り 七度少改

草之 作お、月右両有り 以中少改

七月六日

少軍艦操修所取

白井 将 監

今度少改草少好子 以改名之取止

一 大手方 横田方 二 以丸吹上上境下

浅多少取 今所少取 同所少材木取

少同所 人手組方角 横田組方角

有少 向没生之局 以中少 以少 以少 以少

一 少 横田少 以少 以少 以少 以少 以少

内一少 少 以少 以少 以少 以少 以少

以少 以少 以少 以少 以少 以少 以少

四月十日

一 少 少 少 少 少 少 少 少 少 少

少 少 少 少 少 少 少 少 少 少

一 佛 少 少 少 少 少 少 少 少 少 少

四ノ廿三

京都 以便帰着付

仰目見

井俣掃部殿

從四位上中將

右可任 勅許之旨 於淨土院 海老中
列座 此傳書中 激

成六ノ廿八ノ十日迄 自与社奉行方 所納
自 麻上 控病 虎根 押病 方 死之 此者
天台宗 寺方 七子 二百 四十人

淨土宗 四万 九千 八百 七十一人

禪宗 三万 千 六百 六十二人

天台宗 一万 九千 百 八十一人

西宗 五千 九百 四十一人

東宗 五千 二百 廿二人

高句麗 萬四千二百五十八人

日蓮宗 二万八千七百九十七人

律宗 二千三百十人

時宗 千七百四十二人

人二千二百二千八百之 升 吉原所為卒之

無人嶋行畧記

去臘方感條九上多担四、浦架港上入洋
食料多外難重不買入吉 拂曉開帆已、
別以人崎之勢亦、西見是夕刻前風自
西北風然發倍八里波、中交より東、方百
午甲程流を水夫より十言也 忽凡東南
之方二十之度、交也吹流係、日者此之流
至り、船中者物取腐敗米穀も久不獲、
お米也一統お嘔吐も身に十日後日本水七
百石積位、破船入舟足勢、お米一統

清後且感降丸も先し知少し一破し其用
十下、好る風あり程くあまより東南に
流り水二十之度也十下より一万決命と北
廿三度と知り西、針路を利し十九日已り利
ポルトロイドに港入津以爲る事、三甲程の
崎軍艦倒しシテ銃砲ヲ廿餘りの崎人由本
社より海濱あり身其止陸、嶺崎長米
人也一ポルト南宮一軒の家と傍り幕布紙
張り止着の事高年、家を日ノ丸、官紙樹以交
隔所、家十の七軒あり一住人男女三十一人

在河園より家きたりし河の事し承人
一ポルト夫婦サントイツ人殺りて三十一人あり其
由向後日本政府に報告、港に法令あり其
方法も此の事より諸崎日、巡見海を渡り
男子を批事若くは方産物もサツマイモ第一
高麗キヒ芋ノ類海産沃山十外シヨウガクホウ
食料類も有る、養蚕も如日本、百餘人
上陸中、買入る雜物、即羊人、分給生
に此等小く株根、其色も杉木、松木等々
株根大ナルもの二抱十其間あり、椰子も

見ら母々カカカ人々也 思防の移く以て
愛國人也 生長早く生く一十年十
月の史五六年一少児信見之云彼
り自由健也 新島節節叔叔手外
盡し根葉も力を得く 葉も外母
も之龍キと云ふ人信好友友也
も山の流もあうあう塩もあう
井あり火極道子暖く千の米
種漁紅二隻舟一と節銀一りき
横濱よりと節は節幸便と云状也

紅上見物ふ多り也 紀元一五九と横濱
振舞ふと五粒人湯車下と國方又味
る由西風列る英也 峠は後ノ牙
振、振振、切と兵し通向に船
婦人、禪と兵を全伴匡と通向
列る交り置る餘漁紅と少い
大島しあり少島も交易致る也
今此國二つに分し戦争し事以餘漁紅
より起る英國南方し度
北方も英紅のふ刀振る人紅も中

ふを積り港を塞ぎたり頼る序小
船海に積り者し其初昇帆し難風
多ハ丈りり故不付石岸も焼尽し長
料も減し一社者初長湯丸を著り度
一積の細くあ成り三四人し後一人あま
も初合十人し船主三つり七つ目所
出帆石岸手し帆あふる西の向ヶ九
州守下洋中よりあふく走り帆風る
同り十つり向港く入る惜長湯丸
入裏しあ毎以に帰帆にあ世下り向ふ

陸路を世々の船主作し以崎の緯世々度
余航跡より一度わたり香子候より二年
半度山平りあるより九つり也七つり
度山平く海を白浪と叫ぶ兼目と危
ジヤハい多し海族ノ多き子孫港内ノ数千
度よりあり一果人セーボルの船はとま好
三十一ヶ年オオサンドイツ人二十人半を運
以又高きあり砂粒を製し一船に積り置
あ毎り海を運りて勿論四千ドル積り船中
と交り海賊二十人半スツ子ル船に案し来り

好む様子を結ひ肉も足速し
何ぞゲールを将に著し一に凌ぎしと亦不
お教へ方とある家紋を限り然るに運ぶ
好む如きもいふ所は女若婦に付あり
とて如おてカカカや以て戒常時サンドイ
ツに任地解し此にセイホルし西の路内は意
り富於後酒食し中々勿論ゾフォンダフ
し曰くおれよく記すありと云し一は夫
おはる如き椰子ノ油を付て髪を結ひ
十とドル位に金一錠を刺すは極極船時

シヤロし娯婦と何ヶり限り連束は
今衣類お平の二千ドル位し是れと云ッラシダ
フと云二千ドル位し将衣束とト申く金持
外國に寄るく此島は略一港し外人船
泊し一港もすし以て港も及て極極船
し然るに場所十々母島に三女も極極船に
乗る椰子もあり一は父島セイホルし如と
母島にリヤト月女も乗る由貴君は船
はありしはる事ありし是れ以上

ヤイロニ島より來狀

中ノ國ニ使節從志加物正家來分依禮
具對公來朝重成云々其公若能去見
達命進港より口呈書之度云々十百
夕刻回訪より出帆日十九日新嘉坡
至印皮ニシテ
至年清朝上海辺ニ
明東長髪ト云々甚礼防南東ノ蘇州浙江邊
殺里ノ官標孫亂婦十廿六家より四十家
云々男子と除与千余危云々

殺之荒れ鬼笑云々
其二十万の華佛兵を此ノ劫ノ
劫後ノ何ノ後所置せん云々
長毛強行儀云々
少ノ不堪
皆於此ノ官ニ進ニ氏ニ有云々
合シ亂云々
當此ノ際大陽殆度云々
云々

巴法州世子の旨に法殿へ奇りあり
了了万子後後の中今上

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

第廿二回年号人治に突強使と云ふは
西匠河宮年宗伴輝宗属と云
文久元年角年十一より一留為國共今國へ使
少帆少舟

松平石見守高少少公お由あり 竹中上院守
高少少公曰 少倉備後守高少少公曰 自月 振部
啼一吊高少少公曰 自月 千外少後
少少少来一自 法皇御熱作一人一
如自少来一自人下通少のこ皆一宗人
方法少来一少来少也 少何少も法御

一 西暦一千八百九十一年イギリスは
東部印度に出張し、先年
樹り定積り

一 西暦一千八百九十一年イギリスは
東部印度に出張し、先年
樹り定積り

一 英國王將に要する物に中し、大重し、
西暦一千八百九十一年イギリスは
東部印度に出張し、先年
樹り定積り

一 西暦一千八百九十一年イギリスは
東部印度に出張し、先年
樹り定積り

一 西暦一千八百九十一年イギリスは
東部印度に出張し、先年
樹り定積り

每至秋炮之とき松平常成守也

此切心者子

此者子

才痴者子

才者切心者子

添信

空痴者子

目之者子

者子

同上

少修方不性

人小性

日夜

此

押

人目月

日之至

松平孫八郎

高藤勇之助

高橋以之助

林 保之助

藤田万之助

山田彦八

原田莊之助

上坂大五郎

上村秀二

者子

粮薪志者子

豊後 三崎 三郎

利斐 細井 忠高

浅田 俊也

石川 幸次郎

若原 郡之助

吉野 政之助

水見 千之助

西之十右衛門 徳兵衛 女之入 子天也

引之助 子也 子也

望外 山崎 子也 子也 子也 子也

渡お取し由

此の味方より言ひ渡りお取し由
ぬきし程にお取し由空言て物に渡り
浦水よりお取し由上りて外
中よりお取し由先承り申す外に
後中よりお取し由

一 此の味方より言ひ渡りお取し由
ぬきし程にお取し由空言て物に渡り
浦水よりお取し由上りて外
中よりお取し由先承り申す外に
後中よりお取し由

中よりお取し由先承り申す外に
後中よりお取し由

四月十六日

戸田越中守

一 下海より上揚丸を

一揚丸を

山平松次郎

山平松次郎

お取し由

お取し由

伊藤俊輔

此の味方より言ひ渡りお取し由
ぬきし程にお取し由空言て物に渡り
浦水よりお取し由上りて外
中よりお取し由先承り申す外に
後中よりお取し由

四ノ十八

大和孫八郎

一文久ニ重成之方吃古山より香海を始る海流
を是れ余接りて回水也其におきて北東に
回水

公義河を至冥赤掃取混雜るる石しり
士を多し口を極句一其交早速に捕
あか入宰しり申し由るに何國より来り
と承りて尋ねて天狗と傳へ下りて其
たしりて各りて何國と承りて其年自公

も一向の存姓存りて存流も古雜混り初
毎に信儲教とれり由りて

皇金尾馬よりしと書寫

昨年来此神靈より四力と英佛とを
以て使す人等罪招ふ由りて其仇年々元
白く書傳之とも子及て其子も其孫も
喝へ世にも後にお承りて其出法を
少しりて下りて其子も其孫も其孫も
あか承りて其子も其孫も其孫も

作のありし後、防戦の如き能く一敵一死
振る振るる馳如知者、此際人々コレ
寄る能く能く一死にせしむ一死身を突
出せば、此の交わらぬ汁、能く能く一死に
十の十と成る交わらぬ肩、此の力身野由
漸くおのれの人、此の交わらぬ汁、能く能く一死に
此れ已に一寸汁、此の交わらぬ汁、能く能く一死に
此れ已に一寸汁、此の交わらぬ汁、能く能く一死に
此れ已に一寸汁、此の交わらぬ汁、能く能く一死に
此れ已に一寸汁、此の交わらぬ汁、能く能く一死に

中島新島、此の交わらぬ汁、能く能く一死に
此れ已に一寸汁、此の交わらぬ汁、能く能く一死に
此れ已に一寸汁、此の交わらぬ汁、能く能く一死に
此れ已に一寸汁、此の交わらぬ汁、能く能く一死に
此れ已に一寸汁、此の交わらぬ汁、能く能く一死に
此れ已に一寸汁、此の交わらぬ汁、能く能く一死に
此れ已に一寸汁、此の交わらぬ汁、能く能く一死に
此れ已に一寸汁、此の交わらぬ汁、能く能く一死に
此れ已に一寸汁、此の交わらぬ汁、能く能く一死に
此れ已に一寸汁、此の交わらぬ汁、能く能く一死に

中由外海より其人を召死せし
狼藉の回りの十三三ノ
とあり

掃荆原

申事三ノ赤心振國軍師久光井伊
掃部左衛門と斬殺及び其事七段
子爵幕府に其人を捕ら候に
掃部左衛門と執政の事自
己振る事哉 天朝只後事秋と忌

怖致し候事、慷慨忠直之義士と惡
一己之威力を以て、為事、奸謀を
お廻り、神國之罪人、此處、右共
段、倒す、自他、於幕府、悔ふも、
お其、来、向、後、去
天朝を、若し、夷狄、我、惡、い、あ、危、人、の、
向、背、い、は、り、候、事、も、可、哀、し、存、也
身、今、我、地、に、及、斬、殺、在、知、悔、い、し、
始、お、今、不、申、事、此、は、暴、政、能、れ、い、
行、在、知、今、後、一、向、正、人、一、回、し、罪、人、と、
なり

夷狄之亂臣有之必也
此處之亂臣有之必也
右之令多對馬古後若計新法以爲之
之故在交より事起、交より馬守し
之故難止此度微臣在中令對馬古後
之斬殺申在對馬古後罪狀より、不堪
奉之より今一掃を奉て中令此度
皇妹中後無之候も表向て
天祐よりより事起し、所法公武令伴
之安とあり、より實も奸謀威力名

事案案集在も同極し、御も此度此度
如之 皇妹と極極し、より外夷交
是而中令之事、法法持而中令之在
手候し、可より、之候若も、外付在
常中と定稱し 天子より御位を
手候在、外底より既し、御子と在、中令
廢 帝より古例より、乃、御位始末
實も將軍家と外義、引入、業世より
係也、愚達より、御名、御位、御中令
在、而より、より、古より、水條、是、利より、御

以所置之遊了武留時日平因申
 之人心希重老卒也也夷狄也
 密之申重志之人也多之於茶一
 夫於誅戮之名也致一旗也揚之
 夫名之也申重志之人也多之於茶一
 之廉也於申重志之人也多之於茶一
 皇國之俗也思臣上下之人義忠
 帝後之道也守之風習也於申重

幕府之節而立每之 天部之嚴意
 ありきお知と見之史之忠臣義士
 軍を是之也申幕府と知立之也
 幕府之與庶お係り之申幕府
 如何申之申申部年之遊傲慢之體
 夷狄と跡お申申申申申申申
 伴幕府之申威光も立大少申
 去民申之申合伴仕在申尊王攘夷
 申大申之申君長之下海と明申

上下死生之其致、掃淨所處之處
是也、臣等身命、以極于奸邪之
殺戮、而幕府有要法、法有目、目
於禁、所以所之、傲忠、所以、忠懼
澤云

決心欲手掃榛荆、一劍直當萬兵
成否元未、皆天已、欲留報國忠名

家之、所以、育、一、身、以、君、父、之、命、也

陛下、八、女、乃、為、之、方

豊尔那、之、如

作

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

夷狄見猖獗 行國威日遠巡之
深被惱 宸衷臨闕東正往復
終七八年乃至十國事內之
以應務征討之月也及拒絶
云上依之誓中於豫有之
對於武備充實海軍
調練之勿懈之軍一全國
多之故在官之圖固本
深志 宸念有於方心

皇妹大樹之正配保公武中合伴正字
内之長於深主之聖之惠進爾之布
告一海國和而國威更張
少於大船通之運界保之
列帝之封之
敵意之乃年正改之被
幸之於之乃年正改之被
乃年正事
四之三吉廣務入相之
卿之乃年正改之被

聖旨 後水事

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

当方より長景浦段田中一原より
より小十人小笠原浦之節より出候所

上略

所因より明末より長景城出候島より
以降より福河浙江迄より陸攻平けり
自余より長景より中より出候より
常比より紅上程程より家族三十人
より及源末より英船より出候り入報候
より及天津より英佛軍艦より千艘余
より及より伊格海より中親より英船より

印方英佛一方疲一方由下收

閏三月六日清人新報

據閏三月廿七日水師江南安徽省第一號戰船
來信云刺下戰船各照常守口惟陸兵江南圍
南京城之大營盤於本月十六日被長髮賊由
天策仙霍水西三門分路由城內攻出約有四
十萬賊之益夜拚死合攻我官兵被他打敗
將南京城外九十六營盤退至高湍離鎮江府
三十里其句容溧水溧陽宣興等縣城均被
長髮賊踞住此江南刺下之情形也至天津一

路僧王帶吉林并俄羅斯地交界三勝地面勇
約十萬紮天津水陸連營逢水隔一里皆有
閘逢地皆各一里有伏兵箭伏砲又於山東趙
北口之水邊盡行因堤蓄水作城以防外夷
竄入此天津一路之情形也其英兵自日本呀
帶之馬到中國者十死七八一紮營在天津
海之對面按兵不動一紮營在福寧交易之椒
山亦按兵不動此英夷紮營之情形也

清人徐正邦上書

徐徐名正邦字雲僊江
南蘇州府人年純三十

謹稟為投籍貴邦伏乞准納事因中原禍
起自林公罷官以後西夷復肆盜賊蜂起割州
據郡者不可勝計且朝廷賣官鬻爵奸黨
占權臣下虐民酷吏小人用事宰相廳堂
不異虎狼之穴州衙縣署盡屬狐犬之場
有賢良之士各自避入深山正直之臣均思退
林下以致五道日衰民情日疲而自不可措
下夷人屢犯於北教匪攪亂於南賊兵猖獗
到處行凶劫奪焚淫殺人殺火社稷有倒懸
之急生民有顛沛之危尋思故國撫心可痛

正祖居蘇郡世之授醫家調丹藥以治病栽桑
竹以養生不求聞達已五世矣欲歸無路欲就無
家博思既未禮樂道德之邦不願逐虎狼災害
之窟貴邦前有舊例如不見疑伏乞准投感
戴無涯謹此上稟

宋國使節在月五日奉稟
為投籍事
伏乞准納事
因中原禍
起自林公
罷官以後
西夷復肆
盜賊蜂起
割州據郡
者不可勝
計且朝廷
賣官鬻爵
奸黨占權
臣下虐民
酷吏小人
用事宰相
廳堂不異
虎狼之穴
州衙縣署
盡屬狐犬
之場有賢
良之士各
自避入深
山正直之
臣均思退
林下以致
五道日衰
民情日疲
而自不可
措下夷人
屢犯於北
教匪攪亂
於南賊兵
猖獗到處
行凶劫奪
焚淫殺人
殺火社稷
有倒懸之
急生民有
顛沛之危
尋思故國
撫心可痛

在交於幕府名夫杖跋庵以采乃自
より名師に師り幼將軍と稱し奸曲
と恣に後一れ忠を違背
和親交易多事件而己今一様
不交易の條也吾願を求む意は
攘に及ばず忠懐憂國の人として上
下貴族となく決て徳配陥一暴
政快利を寵に服申上は也
逐一河洞見あるは交と有力に左様
奸ある司より人義と忘れ國師と等

天下の公道を頼り素人と致す
古今未嘗有し大に振る大害を
醸しに罪科を度し軒奸に
斗り而も度し軒表も度し
出来は原は成征夫府に號
殆ど有りてはありて遂に志公武
印合佈い中一奇多欺て物お案
少中の子形は交出入は兄弟に
幸免めはしは未しは交九あり者
志直は懐し外括直哉一衆會し奉

弟もあつた交り多し果ては
聖天子天下の形勢を以て察し遊長
薩二藩に係後述の糾紛あり在
之武以合休し中実ゆとある其外
列回復し泰成の中実を以て在
敵急極し和休の以て府自地を奉
府も亦多し其和休多し中実ゆ
なり、中実の関老も其隙あり越前
中将合休し中将大將の以て其
あり中実復たし改革とら達中上流

有り、和休の以て其外中合休し中実
業中興し和休多し其外中合休し中実
関下中実ゆとあり、中実ゆとあり
中実ゆとあり、且其年
中実ゆとあり、且其年
法和、中実ゆとあり、中実ゆとあり
常し中実ゆとあり、中実ゆとあり
中実ゆとあり、中実ゆとあり、中実ゆとあり
中実ゆとあり、中実ゆとあり、中実ゆとあり
中実ゆとあり、中実ゆとあり、中実ゆとあり
中実ゆとあり、中実ゆとあり、中実ゆとあり

予者素在寇角予一守方少人奸
士羅織予禍之羅乃以時世之如野
窟下也一旦守幽閉之遊旅も予向
苦心終知以度之回之耐命之來
他及し守初使を守却之遊旅も予
守初守初守初守初守初守初守初
彼是之守人守之守也守國之微衰片
時也雖然止加之守守守又監府守守
守守守守守守守守守守守守守守
生守守守守守守守守守守守守守

予放し眾を予願守守守守守守守
守守守守守守守守守守守守守守
守守守守守守守守守守守守守守
守守守守守守守守守守守守守守
守守守守守守守守守守守守守守

守守守守守守守守守守守守守守
守守守守守守守守守守守守守守
守守守守守守守守守守守守守守
守守守守守守守守守守守守守守
守守守守守守守守守守守守守守
守守守守守守守守守守守守守守
守守守守守守守守守守守守守守
守守守守守守守守守守守守守守
守守守守守守守守守守守守守守
守守守守守守守守守守守守守守

夷狄制し其俗法度を以て夷軍之より
利得と知し其を却りて市を成る事其法
を成るを以て之を存ふ事也其法
此奥の俗法を以て一處に之を以て其
威を以て而志を遂げし後帝を以て断
絶す其法を以て武交を以て振ひ其
を以て其俗を以て

一 軍港交易し海を以て其法を以てあり
其法を以て交易し海を以て其
を以て其俗を以て其法を以て

海 武威と法し其法を以て其俗を以て
國傳其法も其法を以て其俗を以て
其法を以て其法を以て其俗を以て
其法を以て其法を以て其俗を以て
武威と法し其法を以て其俗を以て
港頭國之法を以て其法を以て其俗を以て
其法を以て其法を以て其俗を以て
其法を以て其法を以て其俗を以て

一 烈之義威二之遺之志を以て其法を以て
五攘夷一軍を以て其法を以て其俗を以て

おのゝも然るに遺志を述べ
後、乃ちしる家来より、流之り知
年より國難燃れ、殊に常府に有目し
暴政と稱し、所述べ、即ち有
目し、之に憤り、然るに、奇禍を招き、
守りし、死し、可ありし、所延引い
申し、以振合、以社、以むて、物と重る
所、響る、乃ち、常府、一新し、海、或り
之、中、是、亦、一、際、終、亦、可、任、多、し、乃
然、云、所、廢、詞、と、下、之、可、有、り、之、可、有、り

乃、乃、然、忠、和、在、且、今、常、府、然、云、遺、志
述、述、之、所、有、常、府、より、も、之、可、有、り、乃、乃、
常、府、に、親、在、無、上、より、乃、乃、又、之、可、有、り
人、之、所、能、設、之、所、所、如、聲、之、端、し、
之、所、厄、難、に、存、り、忠、節、義、勇、之、
常、府、に、流、刑、を、死、罪、に、お、成、り、し、
之、所、禁、錮、を、受、け、し、もの、あり、か、し、
難、忠、力、を、盡、し、た、る、自、救、後、に、或、志
由、突、入、卒、了、し、乃、乃、之、もの、あり、有、り
海、に、痛、歎、し、之、可、有、り

此記すはあつて中力若松修徳し仰り初ノ頃月二あるに
徳川國に執政とありし密田信徳等と相討ちて或る
時理山岡を討つた事ありしに
君も用ひ、徳川氏にあり

右條に云ふ所の寛政忠士と稱するは
年一、其臣も安堵仕、爰に年月先
氏能く治り、自ら中、當後、もあふし
兎角、少くも其と仰り云ふ多し、其子
播磨、之致、之能、治し、國政も治り、並
在、同、如、之、し、所、廢、何、し、り、下、り、あ、り、
此、中、を、し、亦、政、回、復、し、程、能、出、殘、念、
年月、百、汗、刻、下、致、し、所、能、之、中、也

此は後年申上れ

一
先年、幕府及、其、戸、一、制、定、下、り、
其、交、幕、府、の、司、事、遂、中、
藩、也、奇、獨、一、能、り、其、能、奸、謀、を、出、し、
其、多、故、弊、端、も、出、連、し、爰、あ、り、其、交、
之、り、中、幕、府、の、事、府、情、り、其、後、人、
化、之、致、且、少、く、其、能、乞、之、後、
始、て、其、府、
室、り、之、と、送、り、其、返、幕、府、あり、
奸、策、も、治、り、却、控、返、納、仕、
了、初、り、其、能、之、り、其、能、之、り、

於天下偏子能上
右中今由了弊腐多秘中
忠勇故為之幸
時もて下國家
忠實、誠於仕、弊腐も
布政、如極、忠接仕、
細く之を因旋し、腐も

法最、中、二、腐、如、キ、初、五、一、去、後、君、
多、且、以、度、空、下、而、下、者、
以、擇、湯、仕、
湯、も、子、
あ、了、了、一、刺、し、
以上

亞魯英佛四列盟約書翻譯和解

我 各 國 往 來 日 本 國 ヲ 属 タ ラ シ ヲ 謀 ト イ
エ ト 七 彼 國 ハ 我 紀 元 ノ 始 ヲ リ 諸 列 二 獨 立 シ テ
他 ヲ 交 エ ス 加 之 勇 壯 一 世 界 ノ 中 其 右 二 出 ル 國

ナク淵底恐怖ノ心ナキニ非ス此頃ノ年墨国
其魁トナリ書ヲ以テ和親ヲ求メ驕威ヲ以テ互
市ヲ謀シニ驚易シテ許諾ス此ヲ以テ察スレハ
柔弱成リ清国ニ劣レルヲ遙也實ニ累年遲
期セシヲ悔ム智辨ノ不足モ嬰兒ヲ欺ク類
ス因是遠謀成就近キニ有ヘシ彼八港ニ商
館ヲ定ク時ハ国是則以国民ヲ近ク傍セシメ
サルヲ其シカルヘシ故ニ推步モ數里ヲ以テ限ルヘ
シ八港ノ外漂流船ヲ許スヘシ然ル時ハ日本ノ
費用ヲ不惜以誓約セハ滞船救日ニ及トシ

愚昧ノ国吏委諾ス其妨無ルヘシ是我大幸
トスル所也商館ニ在滞セハ近海ノ商家ニ利
外ノ利潤ヲ得セシノ耕民ニハ徃々租税ノ薄キヲ
説愚民ニ我教法ヲ説諭スヘシ加之風波ニ
託シ漂流ト稱シテ救艘ヲ八港ニ集湊セシメ
臨機應変兵庫ヨリ発起シテ京師ニ入テハ
王都ヲ握ランヲ掌ヲ指カ如シ同時ニ神奈
川ヨリ発起シテ江戸ヲ襲ハ東西ニ惑シテ
テ和兵手ヲ束ルニ至ランテ下田浦賀ノ
兵ハ東西ノ遊軍タルヘシ新治ノ商館ハ必勝

トヲ以テ救ヘシ情此紀元ヲ復考スルニ墨国ノ
智ト云ヘシ初ノ書ヲ以テ和シ次ニ互市ヲ乞ヒ
信義ヲ以テ謀リ此ヲ許諾スルトハ寡ル弱キヲ
以テス巧劣ヲ取弟一トスヘシ書翰贈答ノ遲
速ヲ以テ強弱ヲ知ルテ神妙也返翰ノ拙文
ヲ以テ言行ノ差ヒ下愚成ヲ察スルニ足レリ
更成就ノ上ハ入貢米穀ヲ弟一セン下田ヨリ
以東ハ並國領スヘシ西ハ以テ兵庫限リ魯國
領スヘシ兵庫ヨリ以テ西ハ佛英兩國ノ領タル
ヘシ前條違乱不可在盟約状如件

長河ノ藩備系井雅樂鋒齋系於る事

あれ出向

山東墨夷揚擲修ノ月 沙國威ノ

逐る邊世江 皇國未嘗あり

那ノ少友徳述ノ其新ノ時勢ノ

其後由ら来る如クノ教百来ノ人平

武者地ノ邊武備弛廢修ノ一且

墨夷盧思ノ以テ容易ノ事好ト結

修ノ其ノ事ヲ以テ情以テ

是レハ平ノ事ノ解弊ト交藩修ノ

千五百... 國那... 常府... 新印... 後... 此... 航... 加...
千五百... 國那... 常府... 新印... 後... 此... 航... 加...
千五百... 國那... 常府... 新印... 後... 此... 航... 加...

術中... 出... あり... 親... 送... 條... 於... 多... 年... 在...
術中... 出... あり... 親... 送... 條... 於... 多... 年... 在...
術中... 出... あり... 親... 送... 條... 於... 多... 年... 在...

且後来し此意相の豫言之重千一なる
危の角の此妙法下ありし如存の母しと怪
易の西國師を此節に及ぶ事ありし為し
此事取 運轉と遊了後此危子業なる
何令此教乳と 作事とも御中沃す
し程し此子柳之せ得たし 教を既
往此世世し 今日之聖の又西國内是也
也生し此の法大事なり 是れ也
多し者し實に寛大なる 教を
蒼生し幸甚なりし 聖の事なる事なり

此を万死を不顧直言傳、且此九重
深宮し 玉座時論案、 教を
而通且一時慷慨し法士輩、 輒憐は
るるを、 下りし公論万全し兼也
此石のたゞ頻に破約攘夷を以て國を
は 作事と抱き、 聖の今、 聖り破約攘
夷の中、 聖の時、 聖の理を、 深泰に、 聖の
父の、 聖の、 聖の、 聖の、 聖の、 聖の、
血氣し、 聖の、 聖の、 聖の、 聖の、 聖の、
細し、 聖の、 聖の、 聖の、 聖の、 聖の、

安ら義伏仕官交開年、あは下し、戦年
を以、あは下し、文、多し、今も、戦、國、今も、
存亡、係、下し、下し、係、色、急、可、怪、易、
下、後、下、可、可、下、之、我、む、し、知、下、下、今、先
之、利、害、曲、也、を、明、也、下、直、利、系、下、今、
後、下、後、下、下、何、猶、猶、集、下、今、今、明、得、下、
也、下、所、下、曲、害、下、今、下、今、快、通、下、外、堪
或、下、下、下、血、下、下、下、下、下、下、下、下、
敗、亡、を、下、下、下、下、下、下、下、下、下、下、
下、下、下、下、下、下、下、下、下、下、下、
下、下、下、下、下、下、下、下、下、下、下、

東、約、下、一、系、下、下、下、得、下、下、下、下、
客、易、下、下、下、國、下、下、下、下、下、下、
何、今、下、下、下、下、下、下、下、下、下、
外、夷、下、下、下、下、下、下、下、下、下、
下、下、下、下、下、下、下、下、下、下、
皇、國、三、百、年、下、下、下、下、下、下、
下、下、下、下、下、下、下、下、下、下、
外、夷、下、下、下、下、下、下、下、下、下、
下、下、下、下、下、下、下、下、下、下、
下、下、下、下、下、下、下、下、下、下、
下、下、下、下、下、下、下、下、下、下、

幸なり御もる平し御即今
神后攻めし以初と踏ひ守り是又上第
出で申ひ中急速で航海以義修榮定を
探り善美し上より下よりと士氏
を以て漸次、皇國し以武威を
立大ぬと格り付る彼自 皇國と
とを以て知りお求し、 皇國と
朱もむし中を以て部して下節、又信弱
攘夷し中義只今より下り皇國の
ゆへに止息然し、 即成光と以換し

と許し、當りむお初に守りて守りて守り
細く冥奈と只今約成取らるし以初の以爲
軍一加し中を以て定む以初に換り、
之を以て幾度、 備合ありし中を以て
淨奉合ありし中を以て換り、
写取し以初の以て換り、
お、中を以て換り、 即成光を以て
御取し中を以て換り、
怪卒、以初の以て換り、
秘中、中を以て換り、 以武と以初

為と 只今交と此段と右派違部
水成とて字を佩る事即ち中宗と柔
弱と悖る 只今交とて柔弱と此暴
冷白殿をせしむる可あり遂に温燥
中傳物少水を生し 万渾因循
苟且し根元を水一振し見違ふ事
次第を存し 万渾因循
皇國し此為とて只今交とて
此し此水清丸と此水解と此水改と
柔弱此水完此水成此水修此水美し

此段ありて振と教 勅定事とて 何
外への定事と何の事と此程縁とあり
万渾因循 勅令し振と列藩
今令とて只今交とて 只今交とて
時とて只今交とて 只今交とて 幕府
東への初と君臣と位次と 只今交とて
一和と此と海内と一和と此と軍艦と
振記と此と 皇國と此と此と此と
此と此と此と此と 只今交とて
時とて一和と此と 神祖と此と此と

背しつる之も隙を而惶好深而解
時勢挽回 皇威遠及し輝り、四夷
服し日多かり如る西より之を争う事
し方既安東に立居る如く如く
新後と詔一急なる事あり
新後と詔一急なる事あり
新後と詔一急なる事あり
新後と詔一急なる事あり
新後と詔一急なる事あり
新後と詔一急なる事あり
新後と詔一急なる事あり
新後と詔一急なる事あり
新後と詔一急なる事あり
新後と詔一急なる事あり

松浦奥に申すは台安之書に解を以て
小片素より遠都至新し産経の文学
物之を理経都之と評
号後を懸し威震を胃生の外に
且其志を悟るは時勢以諱に申す
今鬼万死の者あり下りしもの死を
祥と信るは申すに事あり主人
如何なるか如く教へて文を
担懐し新教を以て懐くは地侍鬼

四月廿一日

大津目付藩の撰及手帳の事
以平定と申すは此の事
久世大和守左兵衛右衛門尉
撰及手帳の事

大目付
鏡原酒造の事
此の事
向の事

此の事
久世大和守左兵衛右衛門尉
撰及手帳の事

建石以先之或可新有沙平并其成保
 言公快之申下之河機極約、好、冬
 海之改極多、河、
 一 於河座河、之家方 河對流滿法
 沙貝矣、上之、
 河法合布衣、
 去方、
 虛飾、
 河名家、
 時、外國交際、

去、
 草、
 風、
 後、
 知、

法政、

是、
 在、
 一、
 心、

源了政

五月廿六

源了政

同録紀行書

加判し列以欠 漏法格

源了加賀國家次代令二格枚相取

石所懸し象 源了 源了自持

同廿八

源了

三浦俊俊書

大和守為守自以夜以欠形是也
源了如多枚交之者之者之者之者之者
公新し後書生之様と云 源了

同廿九

源了如守

源了以用之 源了如守 源了如守

材後之是也 源了如守 源了如守

六月廿九

源了自 源了如守 金三枚枚 源了如守

久世久和守

本病事故果九 源了如守 源了如守

国御り 源了如守 源了如守

源了如守

右 源了如守 源了如守

同十九 源了如守 源了如守

眩暈拘痛之病名代りしに切抜し和を
風況芝西使志何分難お和也

根坂中務痛探

老臣交し乃以歎法家より以語おあり
少知西影欠し西交向昔し由

一 酒井若狭守と西信 卷中上し青

頃日西海に風況を兼り延西國布し
浪人より多人数立庫大板立集り從是
お容易暴論と唱へ候、今こし西配
國おし交月巨細し交り難お分と

全虚況のしるもあし百五六物中官
家方より法儒士あり伊世談し美し
兼り西規制もあし少るも西事お違
と存し今も業一西月遠し庫も出来
自他去ん本年つらに今も宿儼と
端に海し交ありしを今もあし西
身しと至し深しおあ之り上り堪甚心内
中し既し以座格おし伊海船のしあ
上り公武し西事つらに今も一
おしあ今も今御と今も西事端し

廣博

坊博

完

一 四月十八日堂上方に被仰出

和宮御祈呼々々奉一は乃在 思言

筒於 御所向々々是之々々無之採

和宮御首以 仰出々々事



